

「兵庫県後期高齢者医療 高額介護合算療養費」の支給について

先に申請のありました高額介護合算療養費について、別添のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

- ※1 支給決定通知書は医療保険において自己負担額のある被保険者ごとに作成しています。
- ※2 支給申請は、医療保険分・介護保険分をあわせて申請いただきましたが、支給については、医療保険分・介護保険分をそれぞれの保険者から支給いたしますので、今回送付している支給決定通知書の「計算対象期間中の自己負担額の合計額」及び「支給額」は、兵庫県後期高齢者医療分のみ掲載しています。
- ※3 福祉医療費（高齢重度障害者医療等）の助成を受けていた場合、既に市町から助成を受けた金額を差し引いて支給します。そのため、兵庫県後期高齢者医療分の支給金額が0円になる場合もあります。
- ※4 同時に申請のありました介護保険分（高額医療合算介護（予防）サービス費）については、各市町介護保険担当課が、別途お知らせいたします。

高額医療・高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の両方の自己負担があり、その自己負担額を年間（毎年8月診療～翌年7月診療）で合算し、下表の自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた額が支給されます。支給額については、超えた額を各保険の自己負担額に応じて按分し、按分後の額を医療保険、介護保険からそれぞれ支給します。

世帯区分	自己負担限度額（年額）
現役並み所得 （一部負担金の割合が3割の方）	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円